

第 11 期第 5 回神奈川県男女共同参画審議会 議事録

日時：令和 4 年 12 月 22 日（木）14：30～16：30

場所：オンライン開催

○事務局から、12 名の委員中 11 名の委員に出席いただき、会が成立する旨を確認。

<岩田会長>

皆さん本日もどうぞよろしくお願いいたします。今日は議題が二つありまして、一つ目が「かながわ男女共同参画推進プラン第 4 次の改定について」、二つ目が、かながわ男女共同参画推進プランの改定に関する答申についてです。

最初の議題ですけれども、「かながわ男女共同参画推進プラン第 4 次の改定について」を始めたいと思います。まず、資料の説明等、事務局からお願いいたします。

<事務局>

資料 1、資料 2、資料 3 に基づき説明。

<岩田会長>

事務局からも説明がありましたように、今日がプランについての審議の最終回です。お手元にあります最終案は、これまでのこの審議会での議論を反映し、またパブリックコメントで出された意見、それから庁内の調整、議会との調整等を経て、まとめていただいたものです。ですから今日の段階で、内容を実質的に変更するとか、追加するというのは、難しいタイミングになっております。もちろん、県民に向けて、もう少し分かりやすくするためにはどうすればよいかというような観点からのご意見というのはあるかもしれませんが、今日は主として、今ご説明いただいた資料 2 と資料 3 について、ご意見を頂戴したいと思います。まず、資料 2 から入りたいと思います。どなたか、ご発言、挙手をお願いいたします。白河副会長どうぞ。

<白河副会長>

資料 2 のコラムの記載についてですけれども、ナビゲーターを猫と犬にして、性別がないように工夫されているところは大変素晴らしいと思うのですが、記載内容についてはどなたか専門家のチェックは経っているのでしょうか。

<事務局>

専門家のチェックは入っておりません。私どもの事務局案です。

<白河副会長>

これは非常に難しいところなので、是非専門家のチェックを受けられた方がいいと思います。この「ジェンダー平等」と「男女共同参画」ってどこが違うの」というのは本当にすごく難しい議論で、例えば男女共同参画大臣でも英語でスピーチをするときは、「男女共同参画」は「ジェンダーイクオリティ」という言い方をされています。これはすごく政治的な問題もあり、岩田会長もよくご存知だと思うのですけれども、なかなかこれを説明するのは本当に難しいです。ただやはりここはそのままにしておくと炎上してしまいそうだなというところについて申し上げると、資料2の2ページ目の「ジェンダー平等」は「男女共同参画」と比べて何が違うのという四角い枠のところに「①性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因する」と書いてあります。しかし「男女共同参画」も、これは内包していると私は理解してずっと男女共同参画の委員をやっておりましたので、逆に、これ以外の何に起因するのかなと思います。もし能力等の意味合いで言ってしまうとまさに差別になってしまいます。それから「LGBT等の性的マイノリティを内包する」というところも非常に難しい問題です。なぜなら日本の場合、男女共同参画局がLGBTQプラスのことを今やっていないのは基本法がないからです。「そのため、今どこの局が、LGBTQプラスの問題をやるのかということに関しては未定です。」と、私は内閣府の男女共同参画局の方に伺ったことがあります。

それから、資料2の3ページ目「コラム ジェンダー主流化とジェンダー統計（最終案 P53）」のところで、ここの「男女の違いのニーズに配慮して物資を備蓄する、多様性に考慮した避難所の運営を行うこともジェンダー主流化の一例だよ」と書いてあるのですが、すごく分かりやすいですが、事例として軽すぎるかなという感じがします。ジェンダーを全ての政策の主流に置いていこうというものなので、そのような非常時の避難所の運営というものをも例にしてしまうと少し矮小化してしまうかなと感じます。

本当にこの「ジェンダー平等」と「男女共同参画」の違いに真っ向からきちんと書かれているのは素晴らしいことだとは思いますが、誤解を受けると炎上してしまうのではないかなと私は懸念しておりますので、他の皆様のご意見も伺いたいのですが、是非ジェンダー専門家のチェックを受けた方がよろしいのではないかと思います。以上です。

<岩田会長>

非常に貴重なご意見を頂戴したと思うのですけれども、白河副会長を含め、この審議会のメンバーの中に専門家、専門家といってもレベルはいろいろかもしれませんが、この問題について長年関わってきた方はたくさんいらっしゃるの、是非他の委員のご意見も頂戴したいと思います。そのうえで、この場にいない方でチェックを受けた方がよいというのは、例えばどういう方が念頭にありますか。私は非常に政治的でセンシティブな問題に発展しかねないと感じております。我々は今日ここでチェックをさせていただくのですが、専門家のチェックというと、それ以外にどういう方を念頭に置いてらっしゃいますか。

<白河副会長>

用語ということに関して言えば、やはりフェミニズムを専門とされている方で、第一人者の学者・研究者としては東大の林香里副学長が適任だと思うのですが、かなりの部分を直されてしまうかなと思います。また、もう少しビジネスや政策を専門とされている方ですと大崎麻子さんですかね。大崎さんに関しては普段の発言等、全部拝聴しているので、同様にかなり直されるのではないかと思います。

<岩田会長>

ご意見ありがとうございます。今の情報も含めて、最終的には事務局がどう判断するかということでお任せしたいと思うのですが、今挙げた方のご意見も必要であれば、是非参考にさせていただきたいと思います。それでは野村委員お願いします。

<野村委員>

今の点については同意見です。「ジェンダー平等」と「男女共同参画」というのは基本的には目指すものは変わらないというのが日本政府の立場で、「ジェンダー平等」の言葉を使えなかったという経緯があると私は理解をしております。

それ以外のところでお話をしますと、資料2の2ページ目「ジェンダー平等とは（最終案 P26）」〈基本的人権の保障・男女平等〉のところですが、今回「ジェンダー平等とは」という問いかけから入るので、この国際的なもので強調すべきは世界人権宣言よりも女子差別撤廃条約ではないかと思います。この辺りは岩田会長の方が詳しいと思います。流れとしては確かに世界人権宣言があったからこそですが、今回「ジェンダー平等」という話をするならば、女子差別撤廃条約があり、それを批准しようとしたということで男女雇用機会均等法も生まれました。その後の日本の女性関連の施策も、この女子差別撤廃条約に沿ったものです。世界的にも日本でも、今の「ジェンダー平等」の流れという意味では女子差別撤廃条約が起点になるものではないかと私は理解しています。女子差別撤廃条約を説明するとしたらものすごく包括的なもので、「政治、経済、社会文化、市民活動というあらゆる分野で、人として男女の差別をなくして基本的人権を保障することを目指す」というような文言になると思います。

それから、最後のジェンダー主流化の部分が、私も違和感を抱いたところです。物資を備蓄するというのはイメージしやすいところですが、最初に事例が出てくるのはどうかという違和感がありました。案としては、上の方のセリフに、本文と重なってしまうのですが、ジェンダー主流化とは政策、あらゆる施策に、ジェンダーの視点を持ってということ、もう一度定義を易しい言葉で説明したうえで、次のセリフで例えば、「避難所の運営を行ったりすることも一例だよ。」というのであれば、抵抗なく読めるかなと思いました。

<岩田会長>

ご意見を二ついただいたのですけれども、最初のご意見ですけれども、まず日本国憲法に触れ、世界人権宣言に触れ、そして女子差別撤廃条約となっているのですが、野村委員のご意見は、日本国憲法や世界人権宣言に触れるのが不適切だということではなくて、そこを少し軽くして、女子差別撤廃条約が2行で書いてありますけれども、ここを少し膨らませてしっかり書くという、そのようなイメージで受け取っていいですか。

<野村委員>

そうですね。日本国憲法や世界人権宣言を削りましょうという話ではなくて、その部分を軽くして、女子差別撤廃条約に関する説明がより必要ではないかということです。

<岩田会長>

2番目におっしゃったジェンダー主流化のところですが、白河副会長も同じご意見だったので、やはり二度書きになるかもしれないし、本文をまた移すことになるかもしれないけれども、ジェンダー主流化というのはそもそも何なのかということを書いた上で、一つの事例として避難所の問題を書くということであれば、白河副会長もそれによろしいですか。

<白河副会長>

はい。

<岩田会長>

分かりました。井上委員どうぞ。

<井上委員>

資料2についてですけれども、基本的には白河副会長、野村委員と同じ方向の意見ですが、これは資料2だけではなくて本体の資料1にも関わってくるのかなと思いますので、ここは少し頑張って充実させていただき、専門家に見てもらおうということも含めて、文章として精査していったらいいかなと思っています。その上で、「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の関係が問題になっていますけれども、野村委員もおっしゃいましたが、私も「男女共同参画」と「ジェンダー平等」がバッティングするとは思っていないのですね。方向性とか、取り組む方策という意味では同じ方向なのだけれども、「ジェンダー平等」という概念、視点をとることによって、新しい課題が浮上してくるのだというふうにまとめられるのではないかなと思います。

例えば、マジョリティとマイノリティの関係が、男性と女性というだけではなく、もう少し多面的に表れてくるとか、性的マイノリティの概念の説明の仕方が少し違う気もするの

ですけれども、単純な男女というくくりだけではない、様々な構造的な差別の問題が浮上してくる、社会的課題として浮上してくるというのがポイントなので、その辺りが書ければ、炎上をしないで、しかもアグレッシブさを表せると思います。今回の「ジェンダー平等社会へ」という副題を付けるというのは、本当に県の皆さんが頑張ってくださったと思うので、それを実質化させる意味でも、是非、もう少し説明をしていただきたいと思います。

その上で、資料2の2ページ目の「ジェンダー」「ジェンダー平等」の説明を枠で囲っているところについてです。「ジェンダー平等」について①と②の二つの視点を挙げられるということは良いことだと思うのですが、「①性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因する」というのはすごく重要なポイントですが、この社会的な構造に起因すると書かれただけでは、分からないと思います。社会的な構造に起因するのだから、個人の責任ないしは個人に帰責しないというところを書かなくては意味がないと思いますので、個人の責任としないというのが社会的な構造に起因するという結果ですと書かないと意味がないと思います。さらに「ジェンダー平等」の難しいところ、重要なところは、個人に起因しないからといって、個人の様々な個別の行動がそれに関係しないわけではないのですよね。日々の我々の様々な行動や選択が構造を作り上げているのだということも書かないと意味がないと思います。個人も構造を構築することについて加担している、だからこそ行動は変えられるから、私たちは頑張って平等を目指しましょうということになるので、そこを書かないと、「ジェンダー平等」の①を書くということの意味がないと思います。

「②LGBT等の性的マイノリティを内包する」については、少し意味が取り辛いです。LGBT等の性的マイノリティと、マジョリティの間での平等の問題、不均衡の問題を内包するといったら分かります。ここはもう少し工夫していただければ分かりやすくなるかなと思います。

それから、資料2の4ページ目の「コラム ジェンダー主流化とジェンダー統計（最終案 P53）」のジェンダー主流化のところについて、ここのポイントは、多くはジェンダー問題や女性問題といったら女性労働問題等の、典型的なジェンダー問題だけでなく、それ以外の施策でもジェンダーの視点が必要だということがポイントです。定義をする時もそれを是非書いていただいたうえで、例えば、女性政策の対象だと思わないような領域においても、ジェンダーの視点が重要なのだということを書き、太字で強調していただき、その一例として避難所の運営という説明になるのであれば、それはいいのかなと思います。意見の方向としては先に話された委員と同じですけれども、表示するポイントを是非忘れずに書いていただきたいと思います。以上です。

<岩田会長>

それでは結斐委員お願いします。

<太田パークレイ委員>

井上委員がほぼ言ってくださったので、一つだけ、私もこのコラムは専門家の方に、きちんと見ていただいた方がいいのかなと思います。なぜかという、そもそもコラムを入れる理由が、より多くの人に理解を促進するという目的があるのであれば、コラムにエッセンスが確実に入っていることを、担保するのは大事かなと思います。

資料2の2ページ一番下のにゃんこさんがしゃべっている言葉で、「男女共同参画」も「ジェンダー平等」とめざすものは変わらないんじゃないかな。日本の現状は世界とまだまだ開きがあるけど、言葉の意味は変化するから、同じように使われるようになるといいね。」と書いてあるのですが、私はこれ正しいのかどうか少し疑問に思っています。違う言葉だから同じように使うのは逆に困るのではないかと思っていて、将来的には、「男女共同参画」よりも「ジェンダー平等」という広い目線でやっていくのが正しいのではないかなと思っている、この最後の一文も少しそういった面から変える必要があるのではないかなと思った次第です。以上です。

<岩田会長>

それでは橋本委員お願いします。

<橋本委員>

ほぼ皆さんがおっしゃっていただいたなという気がします。コラムなので、この資料2の2ページ目の「コラム ジェンダー平等とは（最終案 P26）」については、この中身で独立して、完成していないといけないのかなと思うのですが、4ページ目の「コラム ジェンダー主流化とジェンダー統計（最終案 P53）」のジェンダー主流化については、本文があつてその下にコラムが入るものなので、これは別に例示でもいいのではないかなという気がします。

LGBTQのところのイラストが、多分この縞模様がレインボーカラーになっているのかなと推測しているのですが、それをしていただいたのはすごくいいなと思います。

<事務局>

その通りです。レインボーカラーです。

<岩田会長>

それではほかには手を挙げておられないので、皆さんのご意見と重なるところもあるのですが、私の気付いたことを述べたいと思います。

まず今回、「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の違いをどういうふうに説明するかということにチャレンジしていただいて、難しい部分ですが是非これはやっていただきたいと思います。委員の皆さんのご意見をお聞きして、やはり念のために、専門家にチェックしてもらった方がいいかなと思います。例えば、お名前が出た、林香里さん、大崎麻子さんに

つについては、白河副会長もご紹介してくださると思いますし、私も林先生であればご紹介できると思います。他の委員の皆さんも、この方のご意見を聞いた方がいいということがあれば、是非事務局にご連絡いただいて、ご紹介いただいたら良いと思います。

その上で、「ジェンダー平等」と「男女共同参画」について、私は「ジェンダー平等」の方が、範囲が広くて、目指すべきレベルが高いと思うのですね。ですから、方向は同じなのですが、最終的には結斐委員がおっしゃったみたいに、「ジェンダー平等」に収束してもらいたいと思います。何が違うかという、まず範囲が違うということについては、「男女」が「ジェンダー」に変わったということで、説明の上、書き方は今日の委員の先生方のご意見を踏まえて、資料2の2ページ目の「ジェンダー」「ジェンダー平等」を枠で囲ってある②を更にブラッシュアップしていただいたらいいと思います。それからもう一つの違いは、「共同参画」と「平等」というのは違うと思います。「共同参画」というのは、私は機会の均等を目指しているのだと思います。「平等」というのは結果の平等も志向していると思いますが、これはなかなか政治的に難しいことで、「平等」とは書けない事情があったので「男女共同参画」にしたということです。そのため「共同参画」と「平等」というのは、そのように違うのではないかと私は考えています。

それから資料2の2ページ目の「ジェンダー」「ジェンダー平等」を枠で囲ってある①の「性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因する」というところですが、これは井上委員がおっしゃったみたいに、もう少し深く書いていただいたらいいと思うのと同時に、この「社会的な構造に起因する」というのは、「ジェンダー平等」だけではなく、「男女共同参画」もそのような考え方に立脚していると思いますので、これを「男女共同参画」との違いの中で書くのがいいのかどうかというのは、もう一度検討していただければと思います。

そして最後の、「ジェンダー主流化」についてですが、確かに、橋本委員がおっしゃいましたように全体の話は本文中にありますので、例示でもいいというのはその通りだと思います。その上でもう少し分かりやすいものとするなら、例えば、男女共同参画、女性の活躍ということ念頭に置いた法律や政策だけではないということ、また所管する部署も、男女共同参画等を担当する部署だけではなくて、全庁的な問題であるということ等、そのようなことを分かりやすく書いていただいたら、その上での事例の記載であればいいのではないかと思います。

資料2については以上としたいと思いますが、よろしいですか。

<白河副会長>

岩田会長に追加させていただいて、さらに広いとおっしゃったのは確かにその通りだなと思っています。「ジェンダー平等」は進んだ概念なのではないかといったことで優劣つけるというよりは、さらに広義な、対象が広いというのは、すごく良い表現の仕方だなと思いました。

ただ、それは外から来たものではなくて、もう既に日本も国連の一員ですから、世界で合意した基本原則でもあるのですよね。それに関して最近でもG20、G7でもジェンダー主流化というのは首脳が宣言しておりまして、日本も約束していたことなので、これから始まる新しいことではなく、グローバルなスタンダードであって、日本もそれに合意しているところでは、是非忘れずに入れていただきたいなと思います。

それから、最近「ジェンダー平等」という言葉が非常に若い人にも知れ渡るようになったのは、やはりSDGsのゴールVとして知れ渡ったことが大きいと思うのですね。だから最近の動きとしては、歴史的な動きだけじゃなくて、SDGsのゴールVでもあるので注目されています。それから責任投資原則ですね。これはまさにジェンダー主流化なのですが、経済の問題でもあるということ。経済と人権に関しての責任投資原則の中にもジェンダー平等が入っておりますので、より広義でもあり、グローバルな決め事でもあり、日本もそれに同意していることでもあり、さらに、女性に関わることだけではなくて、経済の大きな問題で、投資等もそれによって選別されていくのだというような、そこまでもう今きているので、そういった国際的な課題であって、日本ももちろん同意している課題であるということも、是非含めていただければと思います。

<岩田会長>

様々なご意見をいただきました。事務局は大変だと思いますけど、これは是非乗り越えましょう。

それでは、資料3の用語の定義に進みたいと思いますが、ご意見ある方どうぞ。橋本委員お願いします。

<橋本委員>

何か所か気になったところを指摘させていただきます。資料3の1ページ目の「JKビジネス」の問題」の用語ですが、「児童による性的なサービスを客に提供させているもの問題」というところが、少し意味が分からないなと思います。「させている等の問題」といった表現がよいのかなと思いました。

それから、「性的マイノリティ」の用語について、「性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。」とは書いてあるのですが、最近LGBTというよりはLGBTQや、Qプラスという言い方の方が前に出てきていると思うので、その説明をしてもいいのではないかと思います。

それから2ページ目の「パタニティ・ハラスメント」と「マタニティ・ハラスメント」の用語ですが、これは定義として、「不利益な取り扱いを受けること。」と、受け身になっています。その対比として、「セクシャル・ハラスメント」の用語を見ると、「その者に不利益を与えることをいう。」とあるので、同じように「与えること」というような記載に変えたらいいのではないかと思います。

<岩田会長>

井上委員お願いします。

<井上委員>

まず、資料3の1ページ目の「M字カーブ」ですけれども、M字カーブ自体の説明はいいと思うのですが、このようなM字を描くグラフが、女性の就労状況と男性の就労状況とで違うのが、世界の中で非常に珍しく日本及び韓国に特徴的なものだということ、そして合理的に見えるけれども、実際は合理的ではなく、生涯賃金とキャリア形成という観点からも合理的ではないのだということは、是非入れていただきたいです。

それから、もう一つ気になったのは、「性的マイノリティ」と「性的指向・性自認（ソジ・ソギ）」の用語の説明で、これは本文とも連携してくることかと思えますけれども、LGBTというのは「性的マイノリティ」の中でも代表的な属性であるという書き方をしないと、正確性を欠くかなと思います。それ以外のもので、「Q」や「I」等、いろいろありますので、そこはもう少し記載の工夫が必要かなと思います。私は基本的には「I」ないしは「DSD」が必要かと思えますが、適切な表現が当事者の中でもまだ意見が分かれるところですので難しいですけれども、他のカテゴリーと問題がかなり違うということも含めて、私は「I」は是非入れていただきたいなと思います。LGBTがあくまでも代表的な属性なのだという説明が重要だと思います。

それと「性的指向・性自認（ソジ・ソギ）」の用語説明も同様だと思います。なぜなら、今まで「LGBT」と言ってきたのが、「SOGI」という新しい単語が突然出てきるので、「SOGI」という新しい単語の使用理由が分からないと読み手としては受け入れ難いためです。さらに「LGBT」と「SOGI」は全く違います。「SOGI」の用語説明で「すべての人にかかわる」というところはいいと思いますが、「LGBTよりもより広い概念といえる」というのは、不正確だと思います。「LGBTs」としてもいいですけれども、「LGBTs」というのは、それぞれの主体の属性に注目した、誰がというところに注目した概念であるのに対し、「SOGI」は、セクシュアリティないしはジェンダー・アイデンティティ、その他もありますが、それらの性にまつわる事柄に注目した概念です。その区別がとても重要なので、だからこそ「SOGI」という視点をとると、すべての人が、いかなるセクシュアリティ、いかなるジェンダー・アイデンティティを持っている人も対象になり、そのため人権問題だといえます。「LGBT」というのは少数者への配慮の問題であるのに対して、「SOGI」というのは、人権問題としてセクシュアル・マイノリティの問題を考えているという立場なので、全然違います。施策は似てきますけれども、考え方が違うので、是非書き加えていただきたいと思います。「SOGI」は、関心のない人がいても、関係のない人はいない問題なので、したがって人権なのですと、質的に違うことだということを是非書いていただきたいと思います。

それから「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の用語ですけれども、「男女が、互いにその人権を尊重し」とあります。男女共同参画推進プランなので「男女」に限って書くのは、ある意味自然なことではあります。ポジティブ・アクションというのは、性別に関わることだけではないので、社会改革、マイノリティに対するインクルーシブな制度をつくり出して社会的な意識を変えていく、そのための一般的な普遍的な方策ですので、その説明が必要と思いました。

それと全体的に、そろえる必要はないのかもしれないのですけれども、「男女」と書いているところ、「性別」と書いているところがあって、「男女」という書き方がふさわしいところ、生物ないしセクシュアリティ、あるいはジェンダーと書いてもいいかと思いますが、表現のする際に用語の統一がされていない気がしました。以上です。

<岩田会長>

結斐委員どうぞ。

<太田パークレイ委員>

LGBTQの説明を入れるか、入れないかというところなのですが、資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」を見ると、14ページにTOPICとして記載されている部分もあるので、関連させて付け加えることになるかなと思います。井上委員がおっしゃっていたとおりLGBTというのは代表的な属性で、LGBT当事者の友人と話した際に、LGBTQという単語を使うことの問題は、男女とその他大勢に分けられてしまい、当事者としては個人の問題として捉えられないことが問題だと言われました。あくまでLGBTというのは代表的な属性であるということと、必ずしもLGBTQに合致しない人もいるということ、そのような特性でその他大勢としてくくられてしまっているという事実も、説明として加えた方がいいのかなと思いました。

二つ目は、資料3の1ページ目の「ジェンダー」の用語で、3行目に「このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」とありますが、「ジェンダー」は、男、女に含まれない人というアイデンティティも関わるはずなので、男女の別に限定しない方が正しいと思っています。それに比べて資料2の2ページ目のジェンダーの説明では、「生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現」と書いてあるので、そこは合わせた方が正しいのかなと思いました。

次に、資料3の2ページ目の「ダイバーシティ」ですが、「多様性のこと」と説明していますが、ダイバーシティ社会というのは、多様性がただ単に存在する社会で、その社会は何をしなくてもあります。しかし、ここで説明されている「多様な個性が力を発揮し、共存できる社会」というのは、ダイバーシティという多様性がある社会より一歩進んだ、インクルーシブな社会となっているはずで、各個人がその所属、その社会に対して所属意識を持って

やっている社会となっているので、ダイバーシティ社会とインクルーシブな社会と、区別をしっかりとつけた方がいいと思います。

最後に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の用語で、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき」と書いてありますが、子どもを持たない選択、中絶や避妊といったことへのアクセスや予期せぬ妊娠の対処方法もリプロダクティブ・ライツの一つなので、子どもを持つ選択肢や、子どもを持たない選択肢の側面も、書いた方がいいのではないかと思います。

<岩田会長>

続きまして白河副会長、そのあとに野村委員お願いします。

<白河副会長>

「ジェンダー平等」の用語については、先ほど申し上げた通りです。

それから「SOGI」の用語に関しても、LGBTQと比較して説明するのは、やはり少し種類の定義が違うという先ほどのご意見に賛成です。

さらに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の用語についても、先ほどおっしゃったように、子どもを持たないという選択もあるので、リプロダクティブ・ライツということに関して言えば、「いつ産むか産まないか、いつ何人子どもを持つかを自分で決める権利」というのが適当な説明だと思います。これは国際協力NGOジョイセフのホームページから引用しているのですが、「産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利」「妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関する全てのことを自分で決められる権利」とされています。最近では、これにSがついて、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」となっており、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。これは四つに分かれていて、「セクシュアル・ヘルス」、「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシュアル・ライツ」と「リプロダクティブ・ライツ」となっています。最近では若い人之間などではそのような言い方をしています。

それから「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の用語ですが、この説明の中に「脳にきざみこまれ」と書いてあるのですが、かなり強い表現ではないかなと思っています。「誰もが、無意識に持っている思い込みのことで無意識の偏見とも言う。育つ環境や所属する集団、人に掛けられた言葉やメディアの表現等によって無意識のうちに作られる固定概念、既成概念」ということで、脳に刻み込まれるということ、何か覆せないような感じがあるので、この部分はいらないと思います。

そして「固定的な性別役割分担意識」の用語ですが、「男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず」とあって、これは内閣府男女共同参画局のホームページにこのように書いてあります。しかし、やはり能力によって決めるの

という表現は不適當ではないかなと思っています。どのように言うのが一番適當かといえ
ば、いろいろなところにも書いてありますが、「男女それぞれの責務、役割について明確に
区分すること」としています。だから能力について区分するわけではないので、男女それぞ
れの責務、役割について明確に区分するというような言い方が適當ではないかなと思っ
ています。

それから「SOGI」「LGBTQ」等の用語について確認するのに適當な方がいるとし
たら、松中権さん、松岡宗嗣さんという本を出されている方もいらっしゃるので、そのお二
人が良いかなと思います。

<岩田会長>

専門家のご紹介までありがとうございました。野村委員どうぞ。

<野村委員>

今日が最後だと思いますので若干細かなことまで駆け足で話します。皆さんがおっしゃ
ったことを除くと、「M字カーブ」の用語の説明で、資料1の本文にはきちんと書いてある
のですけども、30代がなぜ谷になるかということと子育て期に仕事を離れることが多いとい
うことが大きな要因だと思うので、それをこの用語一覧にも入れた方がいいと思います。

それから「固定的な性別役割分担意識」の用語については白河副会長がおっしゃったよ
うに、「にもかかわらず」の前はとった方がいいと思いました。

そして、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の用語ですが、私の理解では、ポ
ジティブ・アクションというのは、期間を限定して区切って行うということが一つのポイン
トだと思います。未来永劫そうするというのではなくて、期間限定という表現を入れた方
がいいということと、また、男女に限らず、例えば中途採用者に対するポジティブ・アクシ
ョンを行う企業などもありますので、不利益を被っている少数派のために行うといった言
い方がいいかもしれません。

それから「ダイバーシティ」の用語については、私も若干違和感を持ったところです。「多
様な個性が力を発揮し、共存できる社会を実現することを、ダイバーシティ&インクルージ
ョン（多様性と包括）という」といったことを入れれば、少し包括することというニュアンス
が出るとと思いますが、「インクルージョン」という新たな用語が出てくるので理解を得るの
に少し難しいことになってしまうという懸念はあります。

それから、「テレワーク」の用語ですが、細かな文言で恐縮ですが、「時間や場所を有効に
活用できる」とありますが、これは「時間や場所に縛られずに働く」というのがテレワーク
のポイントではないかと思っています。1日中オフィスに出勤していても時間と場所を有効に
使っている人もいると思うので、「縛られない」という表現の方が適當かと思っています。

最後に「ワーク・ライフ・バランス」の用語ですが、「多様な生き方が選択・実現できる
こと」について、これはフレキシブルワークの少し違う概念も入ってきてしまいますので、

「仕事のみならず、**家庭や地域活動**など私生活も充実させること」という言い方に留めた方がいいのではないかと思います。

<岩田会長>

他にはございますか。資料3についてはよろしいですか。

私から、今日話題に出なかった1点だけ、すごくテクニカルなことなのですが、「積極的改善措置」の用語について、これは女性に限らず、外国人もそうですし、いろいろな要素があります。時限的な措置であるということも書き加えたいと思います。それから、もう一つは、「男女のいずれか一方に対し」の「対し」というのが、少し気になります。「一方のために」というのであればいいのですが、男女共通の施策でも、ポジティブ・アクションということはあるわけです。例えば、やはり男性に有利なようにバイアスがかかっているのではないかという問題意識のもとに、それまでは評価基準が非常にアバウトだったものを具体的に決めるとか、評価者の研修をする等、それは別に女性に限って、女性だけを念頭に置いているわけではなくて、男女共通の施策なのですけれども、その結果として、不合理な評価の男女差が小さくなるということもあるので、その対策自体が、女性だけをターゲットにしているものだけではなくて、男女共通の対策でもポジティブ・アクションがあるのだということが、これでは少し読みにくいかなという感じもします。

たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。資料2と、それから資料3で、審議会は今年度最後ですので、今日いただいた各委員のご意見を参考にさせていただいて、必要であれば専門家のご意見も聞いていただいて、あとは事務局の責任で、最終案を作ってください、その結果をまた事後に報告していただくということで、よろしいかと思います。

冒頭、事務局からお話のあった、共生推進本部室長から追加のご説明をいただくというタイミングですが、この段階で資料2、資料3の意見はここまでということで、あとは、全体的な振り返りをしたいと思うのですが、その前に本間室長からご発言をお願いいたします。

<本間共生推進本部室長>

資料2と3についてご意見をいただきましてありがとうございました。我々の考え方を整理して、反映していければと思いますので、また検討した結果を共有させていただければと思います。

資料1の「神奈川男女共同参画推進プラン最終案」にお戻りいただいて、説明の補足をさせていただきたいと思います。53ページ、54ページ、重点目標5のところジェンダー主流化を今回のプランの中に位置付けました。ジェンダー主流化の考え方を反映させる一つの取組として、県の施策が反映されるプランや計画に、当審議会の委員の皆様からご意見を述べる、あるいは審議会として意見を述べるができないだろうか、そのようなご提案をいただいていたところです。

我々もそういったご意見いただいて、検討した内容をお伝えできればと思います。まずは、共生推進本部室の姿勢の問題として、ジェンダー主流化をやっていくのは共生推進本部室という思いの元、やはり主体的にやっていかななくてはいけないということですが、県の様々な施策を進めていくことについては、法体系で言うと地方自治法に基づいて、我々の組織や、仕事が大きく決められています。例えば知事は、神奈川県の大総括的な代表者となっているものの、全部の施策について責任を負っているわけではなく、あくまでも、知事の所管する範囲であり、それを執行機関という言い方で表現します。そのため知事は執行機関の一つに過ぎず、他にも、教育委員会や、監査委員や人事委員会等、それぞれが権限を持って地方自治法上の執行機関として仕事をしています。つまり知事はあくまでも自分の権限の及ぶ範囲のところだけになります。それでは、県として統一してやっていくテーマについて進めていくのが難しいので、男女共同参画については、資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」の54ページ1行目に書いてあるとおり、「共生推進本部」という意思決定機関を設けています。こちらは知事をトップにして副知事も全員参加し、かつ、知事部局の中の各局長、その他の執行機関の長、事務局長が入って、知事の権限が及ばないところについても、会議の中で、県全体としての方向を決めていく仕組みを設けており、地方自治法の決まりの中であっても、県全体で進めていける仕組みを持っています。ですので、ジェンダー主流化を自分たちがやっていこうとするうえで、この共生推進本部の中で、まずは自分たちがそれぞれの施策を自分たちの責任の中でやっていく、その姿勢が重要だと思っています。

次に、審議会の法的な性格の部分なのですが、審議会は条例に基づいて設置されています。附属機関という性格を持っていて、これも地方自治法の中で決められており、どういうことを所掌するのかという役割が決まっています。当審議会の所掌事項には「男女共同参画の推進に関する重要事項」と書かれており、「知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。」とあります。ですので、他の審議会が所管する計画等に対して意見を述べることは、仕組上、課題があるというところがございます。

三つ目として、運用の問題です。実際に県の計画がどの程度あるのかを確認したところ、190ぐらいあります。その全てを男女共同参画審議会で審議できるかということ、それは現実的には難しいということと、また、男女プランの内容もそうですが、それぞれのプランもそれなりのボリュームがあり、1つの計画やプランを、専門外の内容について2時間で全部説明し、ご理解いただけるのかということ、なかなか難しいという問題もあると思っています。

以上のことを踏まえ、どういうことができるかということで、資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」の53ページ目の主要施策に、再掲で「県の審議会等における女性委員の登用促進」を加えました。間接的にはなりますが、女性の委員が登用されていき、女性の数が増えていけば、ジェンダー主流化の促進につながっていく一つのツール、仕掛けになっていくだろうということからです。

それから54ページ目の施策の基本方向3の本文で、1行目の「計画の進行管理は、共生推進本部（※）が行うこととし、」の後に、「ジェンダー主流化の観点で踏まえ」という言葉

を挿入しました。それぞれの施策の責任者がそろそろ共生推進本部という場を使い、ジェンダー主流化について、まずはジェンダー主流化を意識しながらやっていくというところで、加えました。

さらにこの計画には加えていないのですけれども、考えていることとして、190の計画を全部審議するというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば、共生推進本部室は福祉子どもみらい局にありますので、局内で、改定が一番近いタイミングにある計画を、審議会の中で1回分のお時間をいただいて、現在の計画内容と方向性を変更する議論をしていくにあたって、男女審の委員の皆様からアドバイスをいただける場をつくれなかと考えております。

ですので、この53ページと54ページは、検討した結果として、言葉を2か所挿入させていただいているところでございます。皆様の意見を可能な限り反映できないかと、検討し、まずはできることからと考えています。

<岩田会長>

ジェンダー主流化を進めるにあたっての制度上の制約や現実的な問題をお話いただき、その上で、来年度からできることからやっていきたいということで幾つか事例のお話がありました。

今のご説明も含めて、これまでの審議全体を振り返って、これからいただくご意見は、プランには反映できないという段階なのではございますけれども、是非ともということがあれば、未来に向けての課題として、事務局に受けとめていただくこともできるかと思っておりますので、ここから残る時間はプランのこれまでの議論を振り返って、残る時間と言ってもあまりないのですけれども、ご意見をいただきたいと思っております。野村委員お願いします。

<野村委員>

ジェンダー主流化について真摯にご検討いただき、本当にありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。それから、先ほど議論をしました用語とコラムについて、今回我々は初見ですので、最後にまとめるにあたって、できたら岩田会長に一任として事務局と取りまとめをお願いできないかなというのが希望でございます。

それから、資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」について、これは確定したもので今から何もできないと思うのですけれども、改めて最終案が届いたのもう一度全部見なおして、少し思う点を2点だけ絞って申し上げます。19ページ目の「グラフ26 性別役割分担意識（性・年代別）（全国）」で20代男性が保守的になっていると、本文説明とグラフが一致していないように思うので、一度確認していただいた方がいいのかなと思えました。

それから29ページ、30ページに、「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」とあるのですが、管理職は男性と限らないので、ここを男性管理職に限定するとかえってバイアス

が入っているように受け取られかねないので、ここは女性を部下に持つ管理職向けセミナーとした方がいいのではないかと、その2点です。以上です。

<岩田会長>

最後に事務局からまとめて対応が、可能なことと不可能なことについてコメントをいただきたいと思います。井上委員お願いします。

<井上委員>

最初に本間室長のご説明についての議論ですけれども、全体としては野村委員がおっしゃってくださったように、このジェンダー主流化をシステムとして組み込んでいくというのが、私は今回のプランの肝だと思っていますので、そのような意味では非常に積極的な姿勢で取り組んでくださり、また、ご苦勞いただいたことを非常にうれしく思っています。

その上で、審議会をどういうふうに組み込んでいくか、どういうふうに意見を述べていくかという観点で随分説明して下さって、そのような部分も重要なのですが、それとともに、事務局の皆さんについてです。審議会は重要ですが、同じくらい共生推進本部室の事務局も非常に重要なので、他の重要課題等の中にどのくらい入っているのかも検討いただきたいところです。私は自殺対策計画を所管する審議会の委員でもありますが、そこでも私が最初に委員になった時には、男女共同参画を分掌する委員はいらしてなかったです。それはおかしいのではないかということをお願いして、来ていただくようにしましたので、そのようなことも含めて、事務局体制というのでしょうか、そのような観点からも是非ご検討いただくと、実質的に進むのではないかなと思っています。

それと用語について、「ジェンダー」という概念それ自体が時代によってとらえ方が変わってきていますので、そのことを書くといいと思います。「男女」というように分ける、マイノリティあるいは私は四つの要素と説明していますが、そのように、矛盾ではないのだけど違う定義のように見えるかもしれないけれど、概念自体が展開ないし反転しているので、そのような時間軸で少しそれを説明されるといいと思います。必要でしたら文書を含めてご相談に乗ります。

それとともに、この用語の中に入れた方がいいのかなと思うのは、「マイノリティ」と「マジョリティ」というのを説明されるといいのではないかなと思いました。先ほどのダイバーシティ、インクルージョンとも関係しますが、マイノリティとマジョリティというのは、数の問題ではないというところが重要で、だからこそ多様性で、力の弱い、制度でのアクセスが少ないところについては、ポジティブ・アクションを含めて制度を変えていきたいと思いますという、そういった流れになりますので、マジョリティとマイノリティという説明と、例えば性的マイノリティという言葉もたくさん出てきますので、それにつながっていくという気がしました。その二つです。

それから、全体の感想として、皆さん活発にご意見をいただいてありがとうございました。

私の大学のゼミ生が傍聴させていただきましたが、本当にこのようにやっているのですねというコメントもありましたし、このプランのパブリックコメントを何人も出してくれました。女性会議でも何人か出してくれましたけれども、今回私たちの議論や皆さんの議論をこの審議会の中だけではなく、審議会の委員や事務局以外の人にも見ていただいて本当に良かったと思っています。これからもそのような機会、せっかく傍聴という、素晴らしい機会があるわけですから、有効に活用していかれるといいかなと思います。本当に皆さんとの議論は楽しかったし、事務局にいろいろなことを申しあげましたけれども、本当に真摯に取り組んでいただいて、良い方向にプランが改定されたと信じていますので、あとはもう最後の詰めと、それからこれを実行していくということなのだと思いますので、別の場所でご一緒させていただくことを楽しみにしています。

<岩田会長>

白河副会長どうぞ。

<白河副会長>

本当にこの実行のところまでこんなに真摯に取り組んでくださり、またこの「ジェンダー平等」と「男女共同参画」は何が違うのかというようなところまで踏み込んで文章にしてくださいような自治体はほかにごいません。本当に皆様一生懸命やっただき、私たちの意見を真摯に受けとめてくださって本当に感謝しております。やはり一番重要なジェンダー主流化の実行のところ、先ほど、全部は無理けれども自分たちの部局からやっていくという、力強いお言葉をいただいたので、本当にいくらでも協力させていただきたいと思えます。

どういう事例が分かりやすいのかなと思ったのですが、事務局の知識というのも、本当に重要なので、いろんな政策をやられているし皆さんいろんな部局を回られますので、是非1回、このジェンダー平等の分野を勉強していただくと素晴らしいと思えます。この間の国際女性会議WAW!の議論が、全部ユークチューブに上がっています。国際女性会議が3年ぶりに開催されて、いろんな分科会がありまして、ご自分の担当される分野の分科会もあると思えますので、例えば、ジェンダー平等の経済に対してのアプローチとか、子どもや若者に対しての施策とか、男性をどう巻き込んでいくとか、ありとあらゆる分野のことを専門家が海外の専門家と一緒に論じていて、本当にためになるものです。動画を全部公開してくれているのは本当ありがたいと思えますので、消えないうちに、皆さん興味のあるところを是非見ていただければと思えます。

例えばジェンダー主流化とはどういうことかという、先ほどは災害の例が挙がりましたがけれども、最も危機がある非日常な問題というのはやはり戦争です。今回女性と安全保障という分科会がありまして、非常に印象的でした。安全保障の問題に関して議論は進んでいますけれども、ここに本当に女性の意見は入っているのかと。女性は戦争になると最大

の被害者になってしまうわけです。今ウクライナでも多くの女性が被害に遭い、子どもが連れ去られています。そのことに関して、やはり和平交渉等も全然女性が入らない状態で進んでいます。しかし女性が入った和平交渉の方が男性のみの和平交渉よりも長続きするという結果も出ています。またその女性と安全保障の分科会では、戦争の被害者としてレイプされた女性が立ち直って、戦争被害を防ぐために活動したりとか、その被害者の人たちが逆に活動の主流になっていく、そのような力強い姿も見えました。ですから戦争になっても女性は被害者であるだけではなく、普段の暴力やそういったものを阻止する存在としても活躍しているということが分かります。まさにこういった分野にまで、すべて、男女平等の目線が入っていく、ジェンダーの問題が入っていくというのがジェンダー主流化だと思いますので、是非皆さん、そういった問題を一度は見ていただければと思います。

<岩田会長>

橋本委員をお願いします。

<橋本委員>

今回資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」をもう一度見直してみたのですが、34ページ目の数値目標ですが、「男性職員の育児休業等取得率」が、現状値よりも目標値が低いというのはこれでいいのでしょうかという点が気になりました。

<岩田会長>

それは後ほどまとめて事務局からご説明いただきたいと思います。今日一度もご発言なさっていない方はいかがですか。よろしければご発言なさいませんか。それでは川島委員をお願いします。

<川島委員>

特に意見はございません。前回までずっと、男性の立場、経営者の立場で申し上げていたイクボスについて、かなり反映していただいたので、感謝申し上げます。ここまでイクボスについて、明確な定義をされている自治体は他にないので、非常に素晴らしいなと思いました。

<岩田会長>

鈴木委員をお願いします。

<鈴木委員>

ここまでまとめていただきましてありがとうございます。今回また、委員から出た意見に

ついでにコメントを、事務局からすごく丁寧に書いていただき、そしてその反映の仕方というのもきちんと書いていただき、それと照らし合わせながら資料を拝見しておりました。いろいろな県庁内の調整や議論を経ての資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」だと思います。これまでずっとお話していた、ジェンダー主流化にフォーカスした内容になっていますし、そもそもサブタイトルで「ジェンダー平等」という言葉を使えたこと自体、かなり頑張っていたのではないのかなと感じた次第です。

気になったことがあったので一つだけ申し上げておきます。資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」の53ページ目のジェンダー主流化のところに入れるという資料2の4ページ目の「コラム ジェンダー主流化とジェンダー統計（最終案 P53）」の会話です。ジェンダー主流化とジェンダー統計ということで、ここにフォーカスしているので、物資の備蓄や避難所の運営とか、もちろんそれもすごく大事なのですけれども、可能であれば、ジェンダー統計を使うことによって、次にどういうことにつながられるのか、あるいはジェンダー統計があることによって、どういう角度から物事を見ることができるのか、そのような会話があってもいいという印象を受けました。

<岩田会長>

矢作委員どうぞ。

<矢作委員>

「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の言葉の使い方は、鎌倉市で、男女共同参画計画を定めたときにも課題でした。鎌倉市では「かまくらジェンダー平等プラン」という名称にし、サブタイトルとして「鎌倉市男女共同参画計画（第三次）」という名称にしたのですけれども、もともと国の男女共同参画基本計画に基づいているものなので、「ジェンダー平等」も、取組の方向性は一緒です。実際取り組んでいることに比べて、「男女共同参画」という言葉はその一部しか説明してないよねということがありまして、「ジェンダー平等」を表に出してという経緯がありました。今回神奈川県でこのように整理されたというのは、大変だったんだろうなと思いました。

用語に関して、これも国の男女共同参画基本計画の中で示されている用語集と重ねるように、県の方で用語を整理されたと思っています。先ほどの「アンコンシャス・バイアス」で「脳にきざみこまれ」というのも国の基本計画で使われている言葉ですよ。ですので、その辺りは少し伝わりやすいアレンジが必要な部分はあるかなと思いました。国の基本計画ですとか文言との整合等、そういったことも含め、また、県の中の関係部局にも様々調整を図られて、かなり事務量としては膨大だったのではないかなと思うので、本当にお疲れ様でした。参加させていただいていろいろな意見をお伺いすることができて、鎌倉市としても勉強になりました。

<岩田会長>

鎌倉市もすごいですね、プランの名前に「ジェンダー平等」という言葉が入ったというのはすごいことです。萩原委員も是非よろしければ。

<萩原委員>

参加させていただいてすごく勉強になりました。実は、この会議に関心を持たれているという方から、直接苦情を含めての電話をいただきまして、最近のジェンダー平等プランはすごく女性に偏っていないかというご意見を男性からいただいたのですけれど、私たち労働組合が、例えば「同一労働同一賃金」を掲げている関係もあって、でも男性と女性の働き方は基本的に違うし、男性の方が明らかに労災の数が倍もあるのに、そのようなところには着目しないで、女性がある意味では底上げをされているというところばかり着目されているような気がするというようなご意見があって、そのような視点も労働組合としてはもう少し、こちらが気にして発言をすべきだったのだということも含めて、勉強になりました。プランはプランとして、これから実行段階に入っていくので、具体的な展開を是非着目したいですし、理念を広げていくという意味では、いろんなご意見を出していただけるように、どうやって使っていくかというのは大事と改めて感じさせていただきました。本当にこういったレベルの会議で、いろいろな勉強ができてありがたかったです。

<岩田会長>

確かにいわゆる男性問題について当審議会でも議論をして、その項目も設けているのですけれども、自殺の問題とか、安全の問題というのは、男性の方に大きな問題があるというのは確かだと思いますね。是非、次のプランまでの間に、そのようなところは更に深掘りできたらいいのかなと感じました。

それでは事務局から最後に出していただいたご意見も含めて、今日の時点でご説明できることありますか。

<事務局>

まず、資料1の「かながわ男女共同参画推進プラン最終案」の19ページ目のグラフと本文が合っていないのではないかというご意見ですが、グラフが小さく、見づらくて恐縮なのですけれども、例えば左側の「家事・育児は女性がすべきだ」の男性の20代の「そう思う」が一番多いグラフになっており、右側の「共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病すべきだ」も20代の方の「そう思う」が多くなっています。そういったところを踏まえた記載にしております。ここはもう一度確認はさせていただきますが、基本的にはこのグラフの数字を踏まえて本文を記載させていただいています。

次に、29ページ、30ページのところで、「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」についてご指摘いただきましたが、確かに女性が管理職で、部下が男性という場合もあるこ

とはあるとは思いますが、現実問題として、やはり女性を部下に持つ男性管理職が多いという中で、こういったセミナーを考えて、今までずっとやってきました。こちらについては来年度予算もそのように計上しておりますので、引き続き「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」として、来年度も実施したいと考えておりますので、ここの記載を変更するのは難しいと考えています。

それから、34 ページ目で、「男性職員の育児休業等取得率（知事部局等）」の目標が、既に目標値を達成しているではないかというご指摘なのですが、男女共同参画推進プランの数値目標については、このプランのために審議会のご意見を踏まえながら目標値を設定させていただいたものと、それぞれの各局の計画等で既に決められているものを男女共同参画推進プランの数値目標に掲げているものと、2 種類ございます。この目標は、総務局の計画に基づいて掲げている目標になりますので、男女共同参画推進プランの改定にあたっては、こういった目標値にせざるを得ません。ただ、総務局で、こういった実績を踏まえて、今後総務局の計画を改定していくのかということを検討すると思いますので、それに伴い男女共同参画推進プランの目標も、また修正していくといった流れになると思っています。事務局からは以上です。

<岩田会長>

最後に、本日議論した資料 2 と資料 3 について、私は事務局に一任と申し上げたのですが、野村委員から、会長がしっかり関与するよというご提案があり、私自身は、なかなか難しい役割なのですが、そうさせていただくことも大丈夫ですが、事務局はいかがですか。

<事務局>

はい。お願いいたします。

<岩田会長>

それでは資料 2 と資料 3 の修正については、私にご一任いただいて、事務局と相談しながら固めたいと思います。それまでの間、井上委員からも申し出をいただきましたけれども、具体的な修文、書きぶりについて、事務局からお願いすることもあるかもしれませんので、その時はご協力をよろしくお願ひしたいと思います。それではこの議題は以上としたいと思います。

続きまして、本日の 2 番目の議題に進みたいと思います。プランの答申について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料 4 に基づき説明。

<岩田会長>

全体として妥当であるという評価ですが、これについて、異議ありませんか。よろしいでしょうか。皆さんうなずいていただきましたので、原案の通りでお願いしたいと思います。それでは白河副会長、1月20日に知事にお目にかかるという予定になっていますのでよろしくをお願いします。

それで、男女共同参画に関して知事と直接お会いするのは、この男女共同参画推進プランの改定に係る答申の、この時だけです。せっかく知事にお会いするので、短い時間ではあると思いますが、これまでの審議会の様子も踏まえて、知事に直訴をしたいということ、案として3点作っており、これから読み上げますので、もしご意見等がありましたら教えてください、当日までに修正したいと思います。

まず1点目です。今回の答申の最大の特徴は、基本目標にジェンダー平等を掲げ、推進体制として、ジェンダー主流化を盛り込んだことである。これらを男女共同参画推進プランに記述したのは、都道府県の中では、神奈川県が初めてではないでしょうか。ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、全ての事業に、ジェンダー平等の視点を盛り込むことです。

ジェンダー主流化を進める中核組織は、審議会では県男女共同参画審議会、県庁の中では、共生推進本部、共生推進本部室であります。県男女共同参画審議会が他の審議会に意見を述べる、あるいは共生推進本部、共生推進本部室が、他の部局に意見を言う権限が制度上はありません。そこで将来的には、県男女共同参画審議会や共生推進本部、共生推進本部室が横串機能を発揮しやすいように、条例改正などの制度改正を検討していただきたい。これはなかなかすぐには実現できないかもしれませんが、ジェンダー主流化を推進するための制度的な手当を将来的に是非お願いしたいというのが1点目です。

2点目は、プランでは数値目標を掲げながら政策の基本方向を示していますが、これらの目標を達成するためには、行政の努力、県内の企業や団体の努力、県民一人ひとりの努力が必要であります。特に、県が努力をすれば達成できる目標として、知事部局等における管理職女性比率、知事部局等における男性の育児休業取得率、県の審議会における女性委員の比率等があります。県庁が実績を作っていくというのは、県内の民間企業に対して模範になりますし、県内市町村に対しても模範になると思いますので、非常に重要なことではないかと思っておりますので、知事には是非リーダーシップをとっていただきたいということをお話ししようと思っております。

そして3点目ですが、男女共同参画推進プランやDV防止・被害者支援プランの推進を担い、また県男女共同参画審議会の事務局としての仕事を担っているのは共生推進本部室です。現在は、室長以下9人で仕事をしているそうですが、来年度は従来の仕事に加えて、ジェンダー主流化を推進する仕事、DV防止・被害者支援プランの改定、そして新しくできた困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応等、非常に大きな課題が集中する

時期となっています。是非、人員面で手当をするなど、事務局の体制を強化していただきたいということ、3点目にお話をしたいと思っています。

以上、こなれていない部分も多いと思いますけれども、この3点について口頭で申し上げるということについて、ご意見や、こういうことを強調した方がいいのではないかとか、そのようなアドバイス等がありましたらいただきたいと思っています。井上委員お願いします。

<井上委員>

3点とも大変賛成であります。特に3点目も含めて、厳しいとは思いますが、是非進めていただきたいということも含めて。答申は記者発表がありますでしょうか。もし記者発表があるのであれば、今まとめてくださった3点を含めて知事に答申をしたのだということを発表していただけないかなと思います。せつかく3点にまとめていただいたので、要望としてそのように思います。宙に消えていかないように、是非工夫をしていただきたいなと思いました。要望です。

<岩田会長>

事務局はいかがでしょうか。

<事務局>

記者発表につきましては、答申することを参考資料送付するという対応を想定しておりますので、大変申し訳ないのですが、今の三つの論点について発表するというのは、難しいと考えております。

<岩田会長>

確かに、皆さんの気持ちを背負って、せつかくお願いしてもそれが消えてしまうというのは残念ですから、記者発表という方法にはこだわりませんが、何らかの方法で、この気持ちがずっと知事の問題意識として続いていただくように、工夫をしていただけると大変ありがたいと思います。野村委員どうぞ。

<野村委員>

会長がまとめてくださった3点に賛成です。是非お願いします。3点目のところで、もしできたらですが、本文の中に書かれていますけれども、今コロナを受けて女性の課題が浮上したところであり、また、人口減少が始まったという、やはり大きな転換点だと思います。そのような状況を、県でも今まさに迎えていて、本当に変化させるなら今という時だと思いますので、是非強い知事のリーダーシップをお願いしますといったことを言っていただいてもいいのかなと思いました。

<岩田会長>

それは2点目の知事のリーダーシップのところでしょうか。それとも3点目の体制の強化のところでしょうか。どちらでもいいですか。

<野村委員>

はい。

<岩田会長>

そのような観点からますますこの共生推進本部室の役割は大きくなっているということに加えて、具体的に、新しい仕事がこれだけ入ってくると修正したいと思います。白河副会長どうぞ。

<白河副会長>

ご一緒させていただくことは大変光栄です。3点大変賛成しております。よろしくお願いたします。比較的実行しやすいこととして、先ほど挙げられていた審議会の女性のメンバーの比率ですが、これはどこの県も行っていて競争なので、これは受け入れられやすいことかなと思います。

それからもう一つは、体制の人員強化に加えて、やはり皆様が、どこかでジェンダーについての最新の状況を学ぶ機会というのが、事務局のみならず、本当は全部の県庁の方にやっていただきたいのですけども、やはりベースの知識が非常に必要だと思いますので、そういったことを研修に行くような予算を付けていただけたらと思っています。

<岩田会長>

共生推進本部室に限らず、全庁的にということですか。

<白河副会長>

共生推進本部室だけでもと思うのですけれど、皆さん異動されていきますよね、どんどん人が変わりますので、一度はどこかでそういった知識を、研修を受けられたらいいと思っています。

やはり多くの男性の政治家の心を動かすのは、少子化問題というところだと思います。神奈川県は恵まれた立場ではあると思うのですが、人口減少が始まりますので、ジェンダー平等と出生率の回復も大きな関係があるという様々なエビデンスが出ているので、それも一言付け加えてもいいのだと思います。ジェンダー平等を達成することが、その国のGDPにも貢献しますけれど、出生率にも貢献すること。その関係が分かってない方が多くて、この前も厚生労働省の方と話したら、女性活躍と出生率の回復がどのように連動するか、僕には分かりませんとはっきり言われて、唖然としたことがありました。そこは重要だと思って、

エビデンスも多々あるので、ただ長く説明するのは難しいですから、一言、少子化にもジェンダー平等は欠かせないことで、それは他の先進国で回復した事例が幾らでも示しているということは、是非入れていただければと思います。

<岩田会長>

他にはよろしいでしょうか。皆さん、いろいろご意見、アドバイスをいただいてありがとうございました。これらを生かして、当日、白河副会長と一緒に対応したいと思います。

それでは、以上でこの議題2も終了したいと思います。今日の議題はすべて終了いたしましたけれども、いつものように最後に本間室長から、もし何かございましたら是非お願いしたいと思います。

<本間共生推進本部室長>

今回、最後の会議ということで、先ほど資料4にもありましたが、5月17日から、実質的にこの議論をさせていただきました。昨年度から約1年に渡って、様々な意見をいただきました。我々も委員の皆様から意見をいただき、やはり考えが深まってきた部分もありますし、共生推進本部の中でも議論をしながら、全庁的な話の中で影響を与え続けるということができたのではないかなと思っております。皆さんから多くのご意見をいただいたことは、本当に感謝申し上げるべきことだと思っております。

今回のプランの基本理念に、「当事者目線」という言葉を入れさせていただいていますが、それは6年前の津久井やまゆり園事件という、県立の知的障害者の入所施設で、過去に職員だった人間が次々と入所者を夜間殺害して回って、19人を殺害した事件がありました。犯人は、自分の意思を表明できないものに生きる資格はないというような考えの持ち主でした。そういった価値観に県は立たないという姿勢でやってきたのですが、実は県立の他の施設でも差別虐待があったということが発覚しました。県としては、そういった事実から目を背けずに、新しい障害福祉を作っていかなければいけないということで、当事者目線の障害福祉推進条例を作りました。ここで「当事者目線」という言葉が、我々の反省としてあり、施設入所者との関係で言えば、我々の支援する側から見える世界での支援しかしておらず、自分の人生を送ろうとしている入所者の目から見た支援をしていなかったというところが、一つの大きな気づきで、それを条例の中に基本思想として組み込んだと、そのような条例でございます。

この考え方というのは、障害福祉の分野からスタートしましたが、この5月、6月の時点で、この男女共同参画推進プランの中でも同じなのではないのかと思い、基本理念に入れさせていただきました。障害福祉の世界では、「当事者目線」という言葉が、上から目線等、様々な批判をいただくこともあり、この神奈川県男女共同参画審議会でも、同じように言われるのではないかと考えていたのですが、そのようなことはなく、むしろそれぞれの目線に立つということについて自然に受け入れていただいたことは、私にとっては非常にうれし

く思いました。委員の皆様と、この約1年の間議論ができたということは非常に良かったなと思います。知事は最近、「当事者目線」という言葉は、人間関係の基本的な考え方なのではないかということも言っておりまして、障害福祉の世界に限らず様々な分野で、少しずつ「当事者目線」という考え方を進めていこうと発信しております。その一つが、この「かながわ男女共同参画推進プラン」になってくるのかなと思っているところでございます。

引き続き、1月20日に知事に対し、会長と副会長にお時間をいただいて、答申をしていただくことになるのですが、今日いただいた御意見を整理して、詳細を詰めていければと思っております。感謝を申し上げるとともに、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。長くなりましたが以上です。

<岩田会長>

それでは、事務局から最後に連絡事項はありますか。

<事務局>

本日いただきましたご意見につきましては、事務局で整理をさせていただき、岩田会長と調整させていただいて、コラムの部分と、用語の部分について、確定させていただきたいと思ひます。先ほどもお話がありましたが、1月20日に答申をいただいた後に、このプランについては議決案件となっておりますので、2月の県議会に議案として提出する予定でございます。議決は3月となりますので、正式にプランの改定ということで決定するのは、3月末を予定しております。決定いたしましたら委員の皆様にもご報告をさせていただきます。

本日の審議会が、今年度最後の審議会となります。今年度は、6月に委員の改選を行ひまして、旧メンバーで開催した5月の審議会を含めまして、全部で6回のご審議をいただいたところでございます。皆様お忙しい中お集まりいただき、熱心な御議論を重ねていただきました。反映できなかった御意見も多々あると思ひますが、おかげさまで最終案までたどり着くことができました。この場を借りて御礼申し上げます。

<岩田会長>

それではこれで審議会を閉会にしたいと思ひます。委員の皆様、そして事務局の皆様、本当にありがとうございました。活発な意見交換ができたと思ひます。良いプランになったと思ひます。それではこれで閉会いたします。